

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平群町平群駅西土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成二十九年五月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 公共測量（基準点測量及び出来形確認測量）

二 測量の地域 生駒郡平群町吉新一丁目から吉新四丁目まで及び大字下垣内の各一部
（大和都市計画事業平群駅西特定土地区画整理事業地内）

三 測量の期間 平成二十九年五月十日から平成三十年三月三十一日まで